

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警 察 庁 丙 教 厚 発 第 2 号
令 和 4 年 1 月 1 4 日
警 察 庁 長 官 官 房 長

警察庁惨事ストレスケアチーム派遣要領について（通達）

警察職員は、職務上、大規模災害、特異な事件等の凄惨な状況下における警察活動において、日常の範囲を大きく超えた極めて強い惨事ストレスにさらされることから、多数の職員が強い惨事ストレスを受けるような事態が発生したときに十分なメンタルヘルス対策を行うため、精神科医、公認心理師等の惨事ストレスに係る専門家並びに警察庁及び都道府県警察に所属する医師、保健師、看護師、公認心理師等の資格を有する専門職員（以下「専門職員」という。）を現地へ派遣し、警察職員の惨事ストレス対策に関する指導・助言を行うほか、都道府県警察の専門職員の対応力を向上させることを目的とした「警察庁惨事ストレスケアチーム派遣要領」を別添のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警察庁惨事ストレスケアチーム派遣要領

第1 目的

この要領は、大規模災害、特異な事件等が発生した場合において、当該事案が発生した都道府県警察（以下「事案発生警察」という。）の惨事ストレス対策を警察庁が支援するため、警察庁惨事ストレスケアチーム（以下「ケアチーム」という。）の編成、派遣等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 惨事ストレスケアアドバイザー

- 1 警察庁長官官房教養厚生課長（以下「教養厚生課長」という。）は、精神科医、公認心理師等の惨事ストレスに係る専門家の中から、各管区警察局の管轄区域ごとに1名以上の惨事ストレスケアアドバイザー（以下「ケアアドバイザー」という。）を委嘱するものとする。
- 2 ケアアドバイザーの委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。
- 3 ケアアドバイザーの職務は、次のとおりとする。
 - (1) 警察庁からの要請により事案発生警察にケアチームとして赴き、事案発生警察及びケアチームの医師、保健師、看護師、公認心理師等の資格を有する専門職員（以下「専門職員」という。）を指導しながら警察職員に対する惨事ストレス対策の実施（1回の派遣につき、最長5日間）
 - (2) 前記(1)の惨事ストレス対策の実施後における当該対策に関する質疑等への対応
 - (3) 各管区警察局ごとに警察庁長官官房教養厚生課（以下「教養厚生課」という。）が年1回開催する都道府県警察の保健師等を対象とした研修会等における惨事ストレス対策に関する講義の実施
 - (4) その他ケアチームに関する教養厚生課への必要な助言

第3 ケアチームの派遣等

1 ケアチームの派遣

- (1) 都道府県警察の長は、警察職員への強い心理的影響が危惧される特異な事件、大規模災害等が発生し、ケアチームの派遣の必要性が認められる場合は、教養厚生課長に対し、ケアチームの派遣を要請することができるものとする。
- (2) 教養厚生課長は、前記(1)の要請を受けた場合において、ケアチームを派遣する必要があると認めるときは、派遣を決定するものとする。

2 ケアチームの編成

教養厚生課長は、前記1によりケアチームの派遣を決定した場合は、原則として、次の要員によりケアチームを編成するものとし、事案発生警察の所在地等を勘案の上、(1)及び(2)について派遣を要請するものとする。

- (1) ケアアドバイザー 1名

- (2) 事案発生警察の近隣の都道府県警察に所属する専門職員 2名
- (3) 教養厚生課の職員 2名

第4 ケアチームの活動等

- 1 ケアチームは、事案発生警察に赴き、当該警察の健康管理担当課と緊密な連携を図りつつ、次の活動を行うものとする。
 - (1) 惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とする面接指導等
 - (2) 前記(1)の面接指導等の結果等に基づき、事案発生警察を対象として行う配慮すべき事項の助言及び情報の提供
 - (3) 前記(1)及び(2)のほか、教養厚生課長が必要と認める活動
- 2 ケアチームの活動は、警察職員個人に対する診療に及ばないものとする。
- 3 ケアチームとして派遣された者は、前記1の業務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第5 ケアチームの派遣に要する経費

ケアチームの派遣に要する経費は、警察庁が負担するものとする。

第6 庶務

ケアチームの派遣に関する庶務は、教養厚生課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、ケアチームの派遣に関し必要な事項は、教養厚生課長が別に定める。